

## 7 嫡出子と嫡出でない子とで相続分が異なるの？

Q 私は、父親とその愛人との間に生まれた子供です。その父親が亡くなったのですが、父親の妻とその間の子供と私とで遺産分割協議を行ったところ、私は嫡出子ではないので、妻との間の子供の相続分の半分しか遺産をもらえないと言われました。嫡出子と嫡出でない子との間で、相続分が異なるのでしょうか。



A 従来は民法で、嫡出でない子の相続分は、嫡出子の相続分の2分の1とする旨の規定がありました。しかし、平成25年9月4日最高裁決定でその規定が違憲とされ、規定が撤廃されました。ただし、平成13年6月以前の遺産相続に関してはその最高裁決定の影響は及ばず、平成13年7月から平成25年9月4日までの間に遺産分割協議が成立した、あるいは遺産分割審判が確定した場合にも、影響は及びません。

### ◆嫡出子と嫡出でない子との相続分の格差について

旧民法900条4号ただし書前段には、嫡出でない子の相続分は、嫡出子の相続分の2分の1とすると規定されていました。

このように嫡出子と嫡出でない子との間で相続分が区別されることについて、以前から日本国憲法14条1項の平等原則に反しているとして、その規定が憲法違反ではないかという議論がされてきました。

最高裁判所では、平成7年7月5日の大法廷決定において、旧民法900条4号ただし書前段の規定が合憲であるとししました。その理由は、旧民法900条4号ただし書前段が、法律上の配偶者との間に出生した嫡出子の立場の尊重と嫡出でない子の保護を図ったもので、民法が法律婚主義を採用している以上、この規定の立法理由には合理的根拠があり、相続分の区別はこの立法理由との関連において著しく不合理であるとはいえないから合理的理由のない差別ではないので日本国憲法14条1項に反しないというものでした。

もともと、この規定に対しては、同じ「子」でありながら、嫡出でない子を嫡出子よりも不利益に扱う不合理な差別であり、日本国憲法が保障する法の下での平等に違反するという批判がありました。最高裁判所でも合憲という結論に対する反対意見がありました。

#### ◆平成25年9月4日最高裁決定による違憲判断

平成25年9月4日の最高裁決定の事案は、平成13年7月に死亡した被相続人の遺産分割審判に係る特別抗告事件でした。

最高裁判所は、嫡出でない子の相続分を嫡出子の2分の1とする旧民法900条4号ただし書の規定を、遅くとも平成13年7月当時には、日本国憲法14条1項の法の下での平等に違反していたものであると判示しました。

その理由として、家族共同体の中でも個人の尊重が明確に認識されるようになってきたこと、父母が婚姻関係になかったという子にとって自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されないこと、子を個人として尊重しその権利を保障すべきであるという考え方が確立されてきたことを挙げています。

#### ◆平成25年9月4日最高裁決定の影響

以上のように、最高裁判所で、嫡出でない子の相続分を嫡出子の2分の1とする旧民法900条4号ただし書の規定を違憲と判断しましたが、その違憲となっていたのは、平成13年7月であるとしています。

そこで、問題となってくるのは、平成13年7月からこの判決が出されるまでの間になされた遺産分割等は遡って影響を受けるのかという点です。

##### (1) 平成13年7月より前の遺産相続に関する法律関係には影響を及ぼさない

この点について、平成25年9月4日の最高裁決定では、「本件規定が遅くとも平成13年7月当時において憲法14条1項に違反していたと判断するものであり、平成7年大法院決定並びに前記3(3)キの小法院判決及び小法院決定が、それより前に相続が開始した事件についてその相続開始時点での本件規定の合憲性を肯定した判断を変更するものではない」と判示し、平成13年7月より前の遺産相続に関する法律関係には影響を及ぼさないとしました。なお、平成13年7月を基準としたのは、平成25年9月4日最高裁決定の事案が、平成13年7月に死亡した者の遺産分割についての事案だったことが理由です。

##### (2) 平成13年7月から平成25年9月4日までの間に、遺産分割協議が成立・遺産分割

審判が確定または可分債権債務について合意成立や裁判確定があった場合には、それらに対しては影響を及ぼさない

平成25年9月4日の最高裁決定で、平成13年7月当時から旧民法900条4号ただし書が違憲とされたことから、憲法に違反する法律は原則として無効であり、その法律に基づいてされた行為の効力、具体的にはこの規定に基づいてされた裁判や合意の効力等も否定されることになるはずです。

しかしながら、旧民法900条4号は、国民生活や身分関係の基本法である民法の一部を構成し、相続という日常的な現象を規律する規定であって、平成13年7月から既に約12年もの期間が経過していることからすると、その間に、本件規定の合憲性を前提として、多くの遺産の分割が行われ、さらにそれを基に新たな権利関係が形成される事態が広く生じてきています。

それなのに、既に行われた遺産の分割等の効力にも影響し、いわば解決済みの事案にも効果が及ぶとすることは、これまでの遺産分割を全てやり直すことになるなどの混乱が生じかねません。そこで、法的安定性という観点から、今回の最高裁判所の違憲判断も、その先例としての事実上の拘束性を限定し、法的安定性の確保との調和を図ることが求められているといわなければならないとして、平成13年7月から平成25年9月4日までの間に、遺産分割協議が成立・遺産分割審判が確定または可分債権債務について合意成立や裁判確定があった場合には、それらに対しては影響を及ぼさないとされました。例えば、平成15年中に嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の半分とした遺産分割の協議がまとまっていたり、または遺産分割審判が確定していたという場合には、その遺産分割はそのまま有効であり、平成25年の最高裁決定の影響は受けないこととしたということです。

(3) 平成13年7月から平成25年9月4日までの間に、上記のような協議成立や裁判確定がなされていない場合には、たとえ係争中であっても、平成25年の最高裁決定に従って、嫡出でない子の相続分は嫡出子の相続分と同じであるとしなければならない

(2)で述べたように、既に関係者間において裁判、合意等により確定的なものとなったといえる法律関係までも覆すことは相当ではありません。しかし、関係者間の法律関係がそのような段階に至っていない事案であれば、平成25年の最高裁決定により違憲無効とされた本件規定の適用を排除した上で法律関係を確定的なものとするのが相当です。そのため、平成13年7月から平成25年9月4日までの間に遺産分割協議が成立していなかったり、裁判の確定がなされていない場合は、平成25年の最高裁決定に従い、嫡出子と嫡出でない子との区別は許されないこととなります。

---

#### (4) 法律の改正

平成25年の最高裁決定を受けて、同年12月4日に民法が改正され、嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の半分とする民法900条4号ただし書の規定は撤廃されました。この改正は、同月11日からすでに施行されています。



### 43 親の生活の世話や病気の看病をすると 財産を多く相続できるの？

**Q** 私は、父と一緒に暮らして身の回りの世話をしていたのですが、その父が病気になりましたので、私だけが看病をしていました。その父が亡くなり、私の兄弟が、平等な割合での遺産相続を主張していますが、納得できません。



**A** 寄与分が認められ、その分多くの財産を相続することが認められる場合があります。

#### ◆親の生活の世話や看護と寄与分

親の生活の世話をする場合や、親の看護をした場合、相続人の1人がそのための費用を負担することが考えられます。親が亡くなってから、他の相続人と平等に遺産を分割するとすると、親の生活の世話をした相続人からすれば、不公平に感じるかもしれません。

このような相続人同士の不公平を解消するため、民法では寄与分という制度を設けています（Q42参照（民法904条の2第1項））。

#### ◆寄与分が認められる場合

##### (1) 寄与分の類型

寄与分の類型として民法上掲げられているのは、①被相続人の事業に関する労務の提供または財産上の給付、②被相続人の療養看護、③その他の方法です（民法904条の2第1項）。③その他の方法には、被相続人の財産を維持・増加させる行為が広く含まれ、親の生活の世話もこれに含まれる可能性があります。

したがって、ご質問の場合に寄与が認められるかは、上記②ないし③に該当するかどうかによります。

ただし、ただ生活の世話や療養看護をすればいいというのではなく、寄与分が認

められるためには、あくまでも「被相続人の財産の維持または増加について特別の寄与をした」場合であることが必要です。つまり、財産上の効果のない寄与、あるいは特別ではない寄与は、遺産分割において考慮される寄与分には含まれません。

#### (2) 親の療養看護をしていたことが寄与分として評価される場合

子から被相続人たる親に対する療養看護は、直系血族間の扶養義務（民法877条1項）があることから、単に親の療養看護をしていたというだけでは特別の寄与とは認められず、それに加えて何らかの事情が必要となります。また、単に一生懸命療養看護したというだけでは寄与分とはならず、あくまでも財産上の効果が発生する必要があります。

例えば、本来ならば被相続人の費用で看護人を雇わなければならなかったはずのところ、相続人の看護のおかげでその費用の支出を免れたというような事情が必要です。

#### (3) 親の生活の世話をしていたことが寄与分として評価される場合

子から被相続人たる親に対する扶養についても、直系血族間の扶養義務（民法877条1項）があることから、単に親の世話をしていたというだけでは特別の寄与とは認められず、それに加えて何らかの事情が必要となります。

具体例としては、被相続人に居住する家屋・宅地以外には資産も所得もなく、それらを売却すれば扶養を受けなくて済むが、相続人の1人から生活費を貰っていたという場合に、寄与分が認められた審判例があります（大阪家裁昭61・1・30審判）。

### ◆寄与分の金額を認めてもらうには

寄与をした相続人がどのようなことをすれば財産の維持になるのかを客観的に示す基準はありません。ですから、寄与分を主張するためには、どのようにして財産維持に寄与したのかを具体的に明らかにする必要があります。

ご質問の場合では、①被相続人の病状が看護人を雇わなければならない状況であったこと、看護にかかった時間と内容、看護人を雇った場合にかかる費用、あるいは、②負担していた生活費の金額やこれを必要とした周辺事情などを、資料に基づいて説明をする必要があります。

## 第2章 相続税対策をしよう

### 第1 相続税対策を理解しよう

#### 92 そもそも相続税対策って何だろう？

**Q** そもそも相続税対策ってどういうことでしょうか。



**A** 相続が発生した時に相続税納付が困難となるのを防ぐために、事前に納税資金対策や節税対策が必要になります。

#### ◆相続対策

相続対策とは、「相続人間での争いを防ぐ対策」と「相続税対策」に大別されます。

##### (1) 相続人間での争いを防ぐ対策

「相続人間での争いを防ぐ対策」とは、相続発生時に相続人間の争いにより遺産の分割や納税がスムーズにいかなくなることを事前に防ぐことを目的とした対策をいい、この点は第3編第1章で扱っています。

なお、相続税がかからず申告の必要のない場合でも、遺産の分割の問題は生じますので相続対策は必要になります。

##### (2) 相続税対策

「相続税対策」とは、相続税額そのものを軽減するための①節税対策と、納税資金を確保するための②納税資金対策とに大別されます。いずれも、相続が発生した時に相続税納付が困難となることを防ぐための対策となります。本設問では、この①②の概略を紹介します。

なお、その他、遺産分割時の分割方法の工夫によっても相続税額は大きく変動しますので(第2編第4章第2)、そのような効果的な遺産分割が可能ないように財産状況を整え、場合によっては遺言書で遺産分割方法を指定しておくことも、広い意味では、



被相続人によって準備可能な相続税対策となります。

### ◆相続税対策① 節税対策

節税対策とは、相続が発生した時の相続税の負担をできるだけ抑えるように主に次のような対策を行うことをいいます。

#### (1) 生前贈与の活用

生前贈与は節税対策の中心になります。生前に財産を子や孫に贈与することにより相続財産を減少させることができ、相続税を軽減させることができます。

その際、贈与税基礎控除110万円の活用（Q95参照）、相続時精算課税制度の活用（Q96参照）、住宅取得等資金の贈与税の非課税の活用（Q97参照）、贈与税の配偶者控除の活用（Q100参照）といった諸制度の活用のほか、収益不動産の贈与（Q103参照）、保険料の贈与（Q110参照）といった贈与対象財産の選択などの場面において、工夫の余地があります。

#### (2) 財産の評価額の引下げ

財産の保有の仕方を工夫することにより、財産の評価額を引き下げることができ、相続税を軽減させることができます。

中心となるのは不動産関連の諸規定の活用であり、不動産と現預金の評価額の差異を利用した評価額の引下げ（Q101・102参照）、不動産の利用方法に着目した評価額の引下げ（Q103参照）、小規模宅地等の特例を利用した評価額の引下げ（Q104参照）などが主要な手段となります。特に、小規模宅地等の特例の適用の有無は相続税額に極めて大きな影響を与えることになります。

これらに加え、非課税財産の購入（Q105参照）や、生命保険の活用（Q110参照）なども、財産の評価額の引下げの手段となります。

#### (3) その他

その他、養子縁組の活用（Q106参照）、法人制度の利用（Q107参照）によっても相続税の負担を軽くすることができます。

### ◆相続税対策② 納税資金対策

相続財産に不動産や未上場株などすぐに換金できない遺産が多いと相続税の金銭一時納付が困難となります。そこで生前に自身の遺産の棚卸を行い相続税のシミュレーションを行います。そこで試算された相続税が保有する金融資産だけだと不足する場合には、納税資金の対策が必要となります。

納税資金対策としては、相続税額を軽減する節税対策や生命保険の活用、不良資産



の売却等が考えられますが、それでも金銭での一時納付が困難な場合には、延納や物納・納税猶予制度の活用可能性も検討する必要があります（Q108参照）。

#### コラム

##### ◆契約者の権利と受取人の権利

保険契約において、契約上のあらゆる権利は基本的に保険契約者にあります。保険金受取人の指定・変更についても、保険契約者はいつでも行うことができますが、受け取る権利の確定した保険金の受取人に関しては、いかに保険契約者でも変更することはできません。

例えば、契約者＝被保険者の方が離婚・再婚をしていて、保険金受取人が前妻のままというケースはよく見受けられますが、このままの状態で被保険者の方が亡くなってしまうと、生前どんなに後妻に保険金を渡したいと思っても、その権利は前妻で確定してしまい、一切変更することはできなくなります。この場合の保険金は、受取人である前妻の固有財産となるからです。平成22年4月に施行された保険法によって、遺言によっても受取人の変更ができることが明記（保険法44条）されましたが、できれば変更する必要が生じた際に速やかに変更しておくことをお勧めします。